

(保管振替機関の機関口座)

第十七条の二 保管振替機関は、自己のために株券の保管及び振替を行うための口座を開設し、機関口座簿を備えることができる。

2 前項の場合において、保管振替機関は、機関口座簿に、自己の商号のほか、保管及び振替を行おうとする株券につき、会社の商号並びに株式の種類及び数その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 次条及び第二十六条第四項の規定の適用については機関口座簿は参加者口座簿とみなし、第二十三条及び第二十五条の規定の適用については機関口座簿に記載された株式に係る株券は預託株券とみなす。

第二十六条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による振替の請求があつたときは、保管振替機関又は第十五条第一項の参加者は、遅滞なく、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該請求に係る振替の記載をしなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(機関口座簿に記載された株式の振替)

第二十六条の二 保管振替機関は、機関口座簿に記載された株式につき、他の口座へ振替を行うことができる。

第二十九条第一項中「際し」の下に「、預託株券である旨を明らかにして」を加え、同条第二項中「株主名簿に」の下に「、預託株券に係る株式である旨が記載され、かつ、」を加える。

第三十一条第三項後段を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 参加者は、保管振替機関から、当該参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につき、第一項又は第二項の規定による実質株主の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、顧客（主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者）を実質株主として当該事項を報告しなければならない。

第三十二条第一項中「会社は」の下に「、保管振替機関ごとに」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第七項中「（昭和十三年法律第七十四号）」を削る。

第三十九条第二項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第三項中「（平成十年法律第百五号）」を削り、同条第四項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第六

項中「(昭和二十六年法律第百九十八号)」を削り、同条第七項中「(平成五年法律第四十四号)」を削り、同条第八項中「並びに第三十一条第二項及び第三項」を、「第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第三項」に改める。

第三十九条の二の二中「第十二条第一項」を「第九条の二第一項」に改める。

第三十九条の三第一号中「指定」の下に「(第十条第五項、第十一条第五項、第十一条の四第五項又は第十二条第五項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第十二条第一項」を「第九条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、第十三条の二第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

第六章を次のように改める。

#### 第六章 罰則

第四十二条 第十六条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第二項、第十八条若しくは第二十六条第四項(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して顧客口座簿、参加

者口座簿若しくは機関口座簿に記載すべき事項を記載せず、又はこれらに虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条の二第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第三十一条第一項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）、

第三十一条第二項（第三十九条第二項、第四項及び第八項において準用する場合を含む。）、第三十一

条第四項（第三十九条第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）又は第三十一条第五項

（第二十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に違反して、実

質株主、実質優先出資社員、実質権利者、実質投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項、第十一条の四第二項若しくは第十二条第二項の申請書又は第三条の二第二項、第十条第三項、第十一条第三項、第十一条の四第三項若しくは第十二条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第七条の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第七条の二第一項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第十三条の四第三項において準用する第八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十五条 第三条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の四第一項の規定による認可を受けずに資本の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二 第七条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第七条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十七条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第四十二条又は第四十三条 三億円以下の罰金刑

二 第四十四条（第五号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 第四十四条第五号又は前条 各本条の罰金刑

第四十八条 保管振替機関の取締役、監査役若しくは清算人又は参加者（その者が法人であるときは、その役員）が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三条の四第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条又は第九条の三の規定による命令に違反したとき。

三 第九条の五第二項の規定に違反したとき。

四 正当の理由がなく、第十条の二第二項（第九条の五第四項、第十一条の二第三項、第十一条の五第三項及び第十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の伝達を行わなかつたとき。

五 第十六条第二項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保管振替機関に株券等を提出することを怠つたとき。

六 第十六条第三項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、株券等を分別することを怠つたとき。

七 正当の理由がなく、第二十八条第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による交付の請求を拒んだとき。

八 第二十九条第一項後段（第二十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

九 正当の理由がなく、第三十六条（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による参加者口座簿若しくは顧客口座簿の写しの交付を拒み、又は虚偽の記載をして参加者口座簿若しくは顧客口座簿の写しを交付したとき。

第四十九条 商法第四百九十八条第一項、資産の流動化に関する法律第二百五十二条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一条又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五十四条第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項又は第五項（これらの規定を第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質権利者名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿（以下この条において「実質株主名簿等」という。）を備え置かなかつたとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）、第三十二条第三項（第三十九条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）又は第三十二条第四項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合



を含む。)の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)又は第三十二条第七項(第三十九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

第五十条 第十三条の二第二項に規定する保管振替機関であつた者又は一般承継人の役員が同項の規定に違反して届出を怠つたときは、三十万円以下の過料に処する。

## 附則

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、同年一月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、この法律の施行の際現に存する改正前の株券等の

保管及び振替に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する保管振替機関（以下「旧保管振替機関」という。）については、改正後の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関（以下「新保管振替機関」という。）とみなして、新法の規定（第三条第二項、第三条の二第二項、第三条の三、第三条の四、第四条の二、第九条の三から第十条まで、第十条の二第二項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第十二条の二第三項において準用する場合を除く。）、第十条の二第四項、第十条の三（第十二条の三において準用する場合を除く。）、第十一条から第十一条の六まで、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十七条の二、第二十六条の二、第三十五条、第三十九条の三第二項並びに第四十七条各号を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三条第一項第三号（二） 及びホを除く。）	取締役又は監査役	役員
第三条第一項第四号	定款及び保管振替業の実施に関する	保管振替業の実施に関する規程

		規程	
第三条の五	取締役、監査役	役員	
第七条の二第一項	決算期	事業年度	
第七条の三	定款又は業務規程	業務規程	
第七条の四第一項	第三条の二第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項	その名称、住所若しくは事務所の所在地又は業務規程	
	その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類	その旨	
第七条の四第二項	商号又は本店	名称又は住所若しくは事務所	
第八条第一項	営業所	事務所	
第九条の二第一項	取締役若しくは監査役	役員	
第十二条の二第一項	決議	議決	
第四十七條各号列記以外	次の各号に掲げる規定	第四十二條から第四十四條まで及び	

の部分	当該各号に定める	前条
	取締役、監査役若しくは清算人	役員
第四十八条		

(秘密保持義務に関する経過措置)

第三条 前条の規定により新保管振替機関とみなされる旧保管振替機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者についての保管振替事業（旧法第三条第一項に規定する保管振替事業をいう。以下同じ。）に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(旧保管振替機関が行う事業譲渡の特例)

第四条 旧保管振替機関が新法第三条第一項の指定を受けようとする株式会社に行き以後に保管振替事業の全部又は一部の譲渡を行うことを施行日の前日までに議決した場合には、旧保管振替機関は、当該議決の日から二週間以内に、当該譲渡に伴う預託を受けた旧法第二条第一項に規定する株券等（以下「株券等」という。）の預託に係る債務の引受けの内容の要旨及びこれに対し異議のある当該債務の引受けに係

る預託債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、当該債務の引受けに係る旧法第六条第二項に規定する参加者（以下「参加者」という。）に対して各別にその旨を催告することができる。この場合において、預託債権者が当該期間内に異議を述べなかつたときは、当該預託債権者は、当該債務の引受けを承諾したものとみなす。

2 この条において「預託債権者」とは、旧保管振替機関が預託を受けた株券等並びに旧法第十六条第四項及び第十九条（旧法第二十条第三項及び第二十一条第四項（旧法第二十一条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及びこれらの規定を準用する旧法第三十九条の規定により旧保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者をいう。

3 第一項の期間は、一月を下ってはならない。

4 預託債権者（参加者を除く。）が第一項の異議を述べるときは、当該預託債権者の顧客口座簿を管理する参加者を經由して行わなければならない。

5 預託債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、旧法第二十八条第一項（旧法第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の株券等の

交付の請求又は旧法第三十四条第一項の単元未滿株式の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項の規定による請求を行ったものとみなす。

第五条 保管振替事業の全部又は一部の譲渡が行われた時において旧保管振替機関の前条第一項後段の規定により預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けを承諾したとみなされる参加者であった者が現に受けている旧法第十四条第一項ただし書又は第二項（これらの規定を旧法第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による当該旧保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求（譲渡する保管振替事業において取り扱う株券等に係るものに限る。）は、当該譲渡を受ける株式会社への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、当該譲渡の日の前日までに顧客から別段の申出があったときは、この限りでない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 施行日前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新保管振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。